

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

(1) この章は、平成17年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成18年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

(2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

2 申告所得税の税率等（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）（平成17年分）

課税所得金額	税率	控除額
330万円未満の場合	10%	0円
900 "	20	330,000
1,800 "	30	1,230,000
1,800万円以上の場合	37	2,490,000

3 申告所得税の主な諸控除等（平成17年分）

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380,000円
ロ 配偶者控除	380,000円
ただし、	
老人控除対象配偶者	480,000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
同居特別障害者である老人控除対象配偶者...	830,000円

ハ 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額
380,000円まで	0円
380,001円から 399,999円まで	380,000
400,000円から 449,999円まで	360,000
450,000円から 499,999円まで	310,000
500,000円から 549,999円まで	260,000
550,000円から 599,999円まで	210,000
600,000円から 649,999円まで	160,000
650,000円から 699,999円まで	110,000
700,000円から 749,999円まで	60,000
750,000円から 759,999円まで	30,000
760,000円以上	0

- 二 扶養控除 380,000円
ただし、
特定扶養親族 630,000円
老人扶養親族のうち同居老親等 580,000円
老人扶養親族のうち同居老親等以外 480,000円
なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は
350,000円を加算した額
- ホ 雑損控除 次の(イ)又は(ロ)のいずれか多い方
の金額
(イ) 災害等の損失額で総所得金額等の
10%を超える金額
(ロ) 災害関連支出の金額で50,000円を
超える金額
- へ 医療費控除 支払った医療費から 100,000円と
総所得金額等の5%とのいずれか少
ない方の金額を控除した金額
(最高 200万円)
- ト 生命保険料控除
(イ) 一般の生命保険料
支払保険料の金額に応じて次の区分の金額
A 25,000円以下の場合
全 額
B 25,000円を超え50,000円以下の場合
支払保険料 × 1/2 + 12,500円
C 50,000円を超える場合
支払保険料 × 1/4 + 25,000円 (最高 5万円)
(ロ) 個人年金保険料
(イ)の計算に同じ
(ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計
- チ 社会保険料控除 支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除 支払った損害保険料を次の区分
により、それぞれ次の金額
(イ) 長期契約のみの場合 (最高 15,000円)
10,000円以下は全額、10,000円超は、その超える額の
1/2と10,000円の合計
(ロ) 短期契約のみの場合 (最高 3,000円)
2,000円以下は全額、2,000円超は、その超える額の
1/2と2,000円の合計
(ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計で最高15,000円
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除 ... 支払った小規模企業共済
掛金 (旧第2種共済掛金を除く)、
確定拠出年金法の個人型年金加入
者掛金及び心身障害者扶養共済掛
金の合計額
- ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 270,000円
ただし、特別障害者 400,000円
特定の寡婦 350,000円
- ヲ 寄付金控除 特定寄付金の額と総所得金額等の30%
のいずれか少ない方の金額のうち、
10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

- イ 配当控除 ... 原則として、利益の配当等に係る配当
所得の金額の10%と、特定証券投資信
託の収益の分配に係る配当所得の金額
の5%との合計額 (課税総所得金額が
1,000万円を超える場合、その超える金額
に対応する配当については、は5%、
は2.5%)。ただし、建設利息、基金利
息、特定外貨建等証券投資信託の収益の
分配金、特定投資法人の投資口の配当等、
証券投資法人の投資口の配当等、外国法
人からの配当金や確定申告しないことを
選択した配当所得は配当控除の対象とな
らない。
- ロ 外国税額控除 ... 外国所得税のうち、次の算式により計
算した控除限度額までの金額

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{その年分の 所得 税 額}}{\text{その年分の 所得 総 額}} \times \text{その年分の 国 外 所 得 総 額}$$

ハ 住宅借入金等特別控除

家屋の新築・購入・増改築をした場合に次のとおり適用
される。

A 平成11年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係} \\ \text{る借入金又は債務} \\ \text{の年末残高 5,000} \\ \text{万円以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 0.75\% \dots \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \\ \text{(最高37万5千円)}$$

B 平成12年1月1日から平成16年12月31日までの間に 居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係} \\ \text{る借入金又は債務} \\ \text{の年末残高 5,000} \\ \text{万円以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 1\% \dots \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \\ \text{(最高50万円)}$$

C 平成17年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係} \\ \text{る借入金又は債務} \\ \text{の年末残高 4,000} \\ \text{万円以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 1\% \dots \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \\ \text{(最高40万円)}$$

(3) 平成17年分定率減税額

次のイ又はロのいずれか少ない方の金額

- イ 定率減税前の所得税額の20%相当額
- ロ 250,000円